

会議録

会議の名称	平成25年度第6回行財政改革推進委員会
開催日時	平成25年10月7日（月曜日）午前9時20分から正午まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道委員長、鈴木純子副委員長、川島委員、鈴木文彦委員、武田委員、中村委員、原田委員、武藤委員 事務局：池田企画部長、森本企画政策課長、前田企画政策課主幹、高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、山田企画政策課主査、清水高齢者支援課長、猿谷高齢者支援課係長、萩原障害福祉課長、森野障害福祉課係長、高井みどり公園課長、堀口みどり公園課課長補佐、松本都市計画課長、小貫都市計画課主査
議題	1 事務事業評価（外部評価）の実施について（4事業） 2 西東京市行財政改革の方向性についての答申（骨子案） 3 その他
会議資料の名称	資料1 事務事業評価シート（高齢者福祉電話貸与事業） 資料2 事務事業評価シート（地域福祉団体等振興事業） 資料2-1平成24年度福祉団体補助状況・地域福祉振興事業補助 資料2-2西東京市障害者のしおり（平成24年10月） 資料3 事務事業評価シート（保存樹木・樹林・生垣への助成） 資料3-1みどりのまちづくりガイド 資料4 事務事業評価シート（はなバスの運行） 資料4-1はなバス利用状況等 資料5 西東京市行財政改革の方向性についての答申（骨子案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会）</p> <p><u>議題1 事務事業評価（外部評価）の実施について（4事業）</u></p> <p>○横道委員長： それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 事務事業評価の外部評価につきましては、前回、事業内容の説明と質疑を実施しましたが、今回は1次評価、2次評価の内容を説明し、それに対する質疑を行い、その後、評価者間での意見交換と評価結果の取りまとめまでを実施していただきます。</p> <p>○横道委員長：</p>	

それでは「事務事業評価 外部評価」に入ります。

1. 高齢者福祉電話貸与事業について（高齢者支援課）

○横道委員長：

高齢者福祉電話貸与事業について、担当課より説明をお願いします。

清水高齢者支援課長：

（資料1に沿って説明）

高齢者福祉電話貸与事業について、はじめに前回の質疑について回答します。

1 幾つかの市で所得制限が住民税非課税となっているが、西東京市の所得制限の所得税42,000円以下とどちらの方が所得の基準として高いかについては、単身の方で本人基礎控除のみで計算しますと、所得制限が所得税42,000円以下の方は、年金収入で約2,420,000円までとなり、住民税非課税の方は年金収入で約1,550,000円までとなりますので、所得制限の基準として所得税42,000円以下のほうが高いこととなります。

2 福祉電話貸与事業と生活保護費の給付内訳で、通信費については生活保護費からも支給されているのではないかについては、生活保護費の内訳で、通信費として個別の扶助はありませんが、電話自体は最低生活水準の範囲に含まれていると考えますと、福祉電話の助成を受けている場合、基本料金・通話料上限630円（消費税込）分の差が出てきます。

3 東京都はいつ頃からこの制度はじめて、いつ廃止したのかについては、東京都は、昭和48年に始めて、平成17年に廃止しています。

4 対象者はどの程度、電話を掛けているのか、また、市が電話を使って安否確認をしているのかについては、市は上限600円までの通話料を負担しており、それを超えた通話料については直接利用者が、電話会社に支払っているため、どの程度対象者が電話を掛けているか正確な実態は分かりませんが、利用者の大部分は市負担の600円分は使っています。

安否確認の件数については、市から該当者へ電話による安否確認はしていませんが、利用者のご家族等が連絡を取り合うことで安否確認をされていると考えています。

5 他自治体で黄色いハンカチを軒先に出して安否を確認している例などもあるが、そのような安否確認の手法については、本市の安否確認の方法として、ささえあいネットワーク、配食サービス、緊急通報システムなど福祉全体で確認支援をしています。黄色いハンカチのような安否確認は行っていません。

清水高齢者支援課長：

一次評価については、高齢者の安否確認は他の事業でも実施していますが、電話所有権がなく、固定電話を設置していない低所得の高齢者世帯では、見守る関係者と連絡を取る手段がないため、福祉電話は必要と考えています。

ただし、通信料の市負担分については、光熱水費と同様のため、本事業の意義も含め検討する必要があると考え、改善・見直しとしています。

○事務局：

二次評価については、事業目的である安否確認について、固定電話の貸与や通話料等の助成でしか成しえないのか。また、対象者の設定が適切なのか等、廃止も視野に抜本的見直しが必要としています。

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○鈴木文彦委員：

生活保護費の生活扶助の内訳として通信費はないのですか。

清水高齢者支援課長：

生活扶助の内訳としての項目はなく、最低生活保護水準の一部とされています。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

「委員討議」

○横道委員長：

それでは、ただいまの事業について、意見交換と評価を行いたいと思います。

○原田委員：

事業の目的である高齢者の安否確認や孤独感の解消の手段として機能していないなら、現在貸与を受けている人は別として、今後の新規受付けはしないほうが良いと思います。

○鈴木純子委員：

安否確認の手段や事業のモニタリングができないなら、事業効果など再度検証するための休止もあると思います。

○横道委員長：

休止や廃止の場合、現在、貸与等を受けている人の扱いはどのようにすれば良いと思いますか。

○鈴木文彦委員：

経過措置でこれまで貸与を受けている人はそのまま、新規受付及び生活保護を受給している人は抜本的に見直す必要があると思います。

中村委員：

通話料は3年ぐらいかけて段階的に廃止し、また、貸与している電話機についてはそのままでも仕方がないと思います。

○川島委員：

現在、貸与を受けている人の廃止については、経過措置が必要だと思います。

○武田委員：

東京都が制度を廃止した際に、市はなぜ継続したのか。

○横道委員長：

各市の対応からすると、廃止した市もあれば、そのままの基準を引き継いだ市、違った基準で実施している市もあるので、その当時の各市の政策判断によると思います。

○横道委員長：

これまでの審議を踏まえて、だだいまの事業について、採決をしたいと思います。

○横道委員長：

これまでのみなさんの意見からすると、採決としては、廃止も視野に入れた抜本的見直しの方向でよろしいでしょうか。内容としては、新規の受付はせず、既存の方については、通話料金の段階的な廃止などの見直しをしていくということによろしいでしょうか。

○委員：

異議なし。

横道委員長：

理由について意見ををお願いします。

○原田委員：

安否確認や孤独感の解消に向けた取り組みとしては適切でないと思います。他の事業手法で図られているのではないかと思います。

○鈴木文彦委員：

他の事業手法でも安否確認を実施しており、この事業の重要性が制度創設当時と比べ、低くなっているのではないかと思います。

2. 地域福祉団体等振興事業（障害福祉課）

○横道委員長：

地域福祉団体等振興事業について、担当課より説明をお願いします。

○萩原障害福祉課長：

（資料2、付属資料2-1、2-2に沿って説明）

はじめに前回の質疑について回答します。

1 補助を受けている各団体の設立年月日、管理運営費、団体の決算額に対する補助金割合など内訳については、資料2-1のとおりとなっています。

2 障害者に対する各種サービスや給付等については、資料2-2、8ページの一覧のとおりとなっています。

○萩原障害福祉課長：

一次評価については、平成13年以降の新規加入者はなく、高齢化等により団体の活動が困難となった団体もあるので、そういった団体への補助については見直す必要があると考えています。また、助成団体に対する助成金が適正な金額となっているか、各団体とヒアリングなどを行い、再評価が必要と考えています。

制度自体は、障害者に対する理解の推進・啓発など、一定の支援は必要と考えています。また、障害者の親・家族の孤独感等をなくすため、家族と団体が互いに助け合い、精神的に立ち直らせるための活動も行っており、助けてもらった親が別の親を支援していくというような支援の輪を広げる活動も必要で、行政では対応できない部分だと考えています。

事務局：

二次評価については、市の主体性は認めますが、サービス内容については特定の団体を対象としており、内容の適切性は改善の余地がある。制度本来の目的に立ち返り、抜本的な見直しが必要と考えています。

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

鈴木文彦委員：

追加資料を要求した主旨としては、団体に対する啓発支援も間接的とはいえ、障害者個人への支援となることから、総額からの視点も必要と考えたためです。

資料2-2を見ると、税金の軽減や公共料金の減免等、金銭給付以外の支援があります。これらをサラリーマン給与に換算すると、どのくらいの収入相当額になりますか。

萩原障害福祉課長：

障害者自身の状態や家族構成も様々であり、個別の支援となるため、収入額等の把握はしていません。

武田委員：

各団体への補助額の差について、何か理由がありますか。

萩原障害福祉課長：

補助金の決定については、各団体の事業内容等を勘案して決定しています。

原田委員：

補助金を増額要望された場合、団体からの交渉の余地はありますか。

萩原障害福祉課長：

そういった要望はこれまでありませんが、補助金を増額することは予算上厳しいため、全体のバランスを踏まえて検討が必要となります。

横道委員長：

上乗せされている金額について基準はありますか。

萩原障害福祉課長：

東京都からの補助と自主財源で足りない分を市が補助しています。自主財源は各団体の会費や自販機の収入などで、それで活動経費が不足する部分について助成しています。

川島委員：

資料2-1の5の団体は自主財源がないのですか。

萩原障害福祉課長：

他団体との違いは、この団体の活動は他団体を統括しており、それぞれの団体から運営費などを取っていないので自主財源がありません。年間を通じてスポーツの集い等の事業を実施しています。

鈴木純子委員：

成果指標の成果が助成金額で示されていますが、事業を実施した効果を別の指標で示すことは可能ですか。また、一次評価で再評価するとされていますが、どのような評価になるのか、事業の有効性を市としてどのように判断していくのかについての意見を伺いたい。

萩原障害福祉課長：

そのような視点も必要だと思いますが、支援の輪が広がることについては、市として直接できることではないので、その効果を数値等で表すことは難しいと思います。

鈴木純子委員：

数字だけでなく、支援の輪が継続や拡大していることを定性的な効果として把握できる指標は必要だと思います。

川島委員：

二次評価で新たな制度として、構築することを検討すべきとなっていますが、何か具体的にあるのでしょうか。

萩原障害福祉課長：

具体的なものはありませんが、目的と効果の関係が明確でないなど、本当に必要な人が受益するよう再検討が必要だと理解しています。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

「委員討議」

○横道委員長：

それでは、だだいまの事業について、意見交換と評価を行いたいと思います。

鈴木文彦委員：

効果を数値等で表せないのであれば、別の手法で個人を支援した方が効果的ではないでしょうか。

武田委員：

毎年の補助金額の決定について、効果や必要性についてなど、団体からのヒアリングなどを実施することが必要ではなでしょうか。

鈴木文彦委員：

事業を実施する場合は、客観的な効果の説明が必要だと思います。

鈴木純子委員：

定性的なものでしか表せないとしても、客観的事実をベースとして評価すべきだと思います。

原田委員：

団体の活動への支援の必要性は理解し、一定の支援は必要だと思いますが、支援のプロセスのあり方や活動内容の開放性や透明性もといった視点からの見直しも必要です。また、補助金の一律化や公募制にするなどの見直しも必要だと思います。

鈴木文彦委員：

西東京市の財政問題の観点からすると、福祉的経費がリスク要因の一つとなっています。要否でなく、財政の持続性と給付という総合的な観点から、一度廃止した上で制度自体を見直すべきだと思います。

武田委員：

障害者の支援として理解出来る部分もありますが、支援するプロセスや補助金・助成金の内容の確認は必要だと思います。ゼロベースの予算で見直しをするなど、何らかのかたちで続ける方法があれば望ましいと思います。

中村委員：

どのように有効に使われているか、発想自体を当事者に意識してもらうことが大切です。効果を何らかのかたちで表してもらうことも要求すべきだと思います。

武藤委員：

団体ごとに補助金額に差があることは気になります。一度廃止した上で、新たな制度に見直す必要があると思います。

武田委員：

助成金として運営費も助成しているため、この運営費がなくなると団体が存続できなくなる可能性もあるのではないか。

横道委員長：

個人に配るのも一つだが、団体として活動してもらうことに意義があるということで出している補助金だとすれば、その意義の説明が必要だと思います。

原田委員：

個人に還元できない活動も行なっているはずなので、その部分の仕分けが必要だと思います。活動に対して、市の政策と合致するものには補助すべきで、そこがはっきりしていないのが課題だと思います。

鈴木文彦委員：

他の参考事例として、団体として補助金はもらわず、バザー等の自助努力にて事業を行なっている団体もあり、そういった団体との公平性の観点も必要だと思います。

○横道委員長：

これまでの審議を踏まえて、だだいまの事業について、採決をしたいと思います。

「評価結果」

・抜本的見直し6人、廃止2人

○横道委員長：

評価結果から、抜本的見直しとします。

○横道委員長：

理由としては、制度設計のあり方も含めて、手続きの公平性及び透明性の確保、事業の公開性、事業実施の効果などが測れるような制度への抜本的な見直しが必要とします。よろしいでしょうか。

○委員：

異議なし。

3. 保存樹木・樹林・生垣への助成（みどり公園課）

○横道委員長：

担当課より説明をお願いします。

○高井みどり公園課長：

（資料3、付属資料3-1に沿って説明）

一次評価においては、宅地開発や相続等などやむを得ない事情により、樹木伐採が進んでおり、緑の創出について関係部と連携し取り組んでいます。緑被率は平成11年には30.2パーセントあったものが、平成20年度には20.26パーセントと減少しており、既

存の緑をどう保全していくかが課題であると指摘しています。

そのためにも、民有地の樹木等の保全に対して市の支援は必要だと考えています。また、多くの自治体でも補助制度を実施しており、補助制度がなくなった場合は、少なからず影響があると考えます。

事務局：

二次評価としては改善・見直しとしており、事業内容の適切性について、見直しが必要と考えています。また、緑の保全策としては一定程度の役割を担っていると考えますが、そもそも宅地開発に左右されるなど、事業実施が緑の保全の動機付けになっているかについては再検証が必要であるとしています。

横道委員長：

他市でも実施しているとのことですが、多摩の全地域が実施していますか。

高井みどり公園課長：

青梅市以外は、すべて実施しています。

横道委員長：

他市の補助額はどの程度ですか。

高井みどり公園課長：

5千円から8万円と様々で、払い方も10年に1回8万円など様々であります。西東京市は全体で見ると中位になります。

鈴木純子委員：

もし補助金額が減額された場合、緑被率等への影響はどの程度ありますか。

○高井みどり公園課長：

もし制度自体がなくなると、民有地に対する市の緑化支援についての代替手段がないため、影響は大きいと考えています。

原田委員：

補助金額を上げた場合、市の意向が市民に伝わり、緑被率が上がると思いますか。

○高井みどり公園課長：

補助金額が大幅に上がれば影響はあると思いますが、実際に推測することは難しいです。

○武藤委員：

市有地や公共施設の緑被率の拡充への取り組みは行っていないのですか。

高井みどり公園課長：

約230の公園を維持・管理しており、みどりの保全対策を行いながら、新たな公園緑

地の整備も行っていますが、今後の緑被率減少を抑えるためにも、民有地の緑地の保全に対する支援も必要だと考えています。

鈴木文彦委員：

気持ちを伝える目的は達成しているが、緑被率の拡充については補助金額の多寡によらないとのことですか。

高井みどり公園課長：

助成金が無くなれば、一定の影響があると考えています。

原田委員：

気持ちを伝える観点からすれば、市長からの感謝状を毎年贈られたほうが、効果があるのではないのでしょうか。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

「委員討議」

○横道委員長：

それでは、だだいまの事業について、意見交換と評価を行いたいと思います。

鈴木文彦委員：

地主や所得が高い人への給付となっているのではないのでしょうか。気持ちの問題なら感謝状や手紙などで報いるのも一つではないのでしょうか。

武田委員：

市民からすると、どの樹木が指定されているのかわからない。

鈴木純子委員：

補助金額が他市と比べ中位であるなら、減額の方で見直しが必要だと思います。

中村委員：

効果が測りにくい事業ではあると思うので、再考する必要があると思います。

原田委員：

適切な補助額自体がわかりにくい。補助金額は減額の方で、代わりに市へ貢献していることへの表彰をするほうが良いと思います。

武田委員：

宅地造成や相続等により市内のみどりが減少していることから、市民生活にとっても緑の保全として保存樹木があったほうが良いと思いますが、現状の補助金制度は見直して、もっと指定樹木等を市民に認められるような仕組みづくりやPRをすべきだと思います。

横道委員長：

約1千万円の補助金が出ているので、漫然と補助金を出すのではなく、感謝状やイベント等含めて別な方法の検討も必要だと思います。

○横道委員長：

これまでの審議を踏まえて、だだいまの事業について、採決をしたいと思います。

「評価結果」

改善見直し2人・抜本の見直し6人

○横道委員長：

評価結果から、抜本の見直しとします。

○横道委員長：

理由としては、補助金額の多寡が直接的に所有者の保全意識に寄与しているかが疑問であるため、インセンティブが働くような制度への抜本的な見直しが必要とします。よろしいでしょうか。

○委員：

異議なし。

4. はなバス運行（都市計画課）

○横道委員長：

担当課より説明をお願いします。

松本都市計画課長：

（資料4、4-1に沿って説明）

一次評価については、改善・見直しとしており、一部路線バスと競合しているルートや利用率が低い区間の廃止や見直しの必要性があると考えています。また、民間路線バスとの運賃格差の是正と公平性の確保のため、乗車運賃の改定を行いました。改定の影響等を踏まえ、引き続き公平性の確保に向けた取り組みが必要であると考えております。

○事務局：

二次評価については、改善見直しとしています。

バス事業者自らの運行経費の削減等に向けた努力を求めるため、単に利用料金収入の不足分を補助金として補填する事業のあり方についての検討と受益者負担適切さについて、8月の料金改定の影響を踏まえて引き続き公平性の確保に努められたいとしています。

○横道委員長：

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

(質疑)

鈴木文彦委員：

稼働率はわかりますか。

○小貫都市計画課主査：

明確な指標はないので、1便あたり乗車人数を資料としています。

横道委員長：

バス1台あたりの定員は何人ですか。

○小貫都市計画課主査：

車両により違いますが30人前後です。

横道委員長：

150円に運賃改定後の乗降客への影響はどうなっていますか。

松本都市計画課長：

8月時点で対前年比15パーセント減少しています。

中村委員：

廃止・見直しをする予定のルートはありますか。

松本都市計画課長：

民間バスと競合している第2ルートで、廃止又は大幅な見直しが必要と考えています。

鈴木文彦委員：

見直しの方向として、収入増や稼働率向上が目的の見直しですか。

○小貫都市計画課主査：

公共交通空白地域解消のための、移動手段確保を目的としていますが、ある程度乗車が見込まれる効率的な運行としていきたいと考えています。

採算ベースになるようであれば民間事業者に参加してもらえますが、走れるルートが限られておりますので判断が難しいです。

武田委員：

乗客者数が15パーセント減少の場合、今年度の補助金額は。

松本都市計画課長：

コストが変わらないとして、7千万円程度の助成金を予定しています。

川島委員：

今後も更に運賃改定する検討はしていますか。

松本都市計画課長：

公共交通空白地域の考慮と同時に、公共交通との運賃格差も考慮すべきとの意見が地域交通会議より出ているので検討したいと思います。

鈴木文彦委員：

敬老パスなどがありますか。

○事務局：

はなバス限定の敬老回数券があります。

○武田委員：

事業の目的が交通空白地域を補完するものであれば、民間バスとの運賃格差は是正すべきだと思います。

○横道委員長：

これで質問は終了いたします。担当課の方はご退出をお願いします。

「委員討議」

鈴木文彦委員：

公共交通と福祉政策が混在しています。民間より割引するのはやめるべきではないか。

武田委員：

乗合バスにも補助金が出ているようだが。

○事務局：

都営バスで1ルートのみ特例的に運行補助を負担しています。

横道委員長：

赤字が前提となっているが、今後どのように受託事業者に動機付けさせますか。

○事務局：

これまでの外国製バスから国産車に替えたり、バス運転手のOB採用等を行なうなど、努力している部分もありますが、引き続き何らかの経営努力を行うように求めます。

武田委員：

乗降客者の15パーセント減は一時的なものだと思います。はなバスを使うしかない人、はなバス運行を希望する人もいます。

○横道委員長：

これまでの審議を踏まえて、だだいまの事業について、採決をしたいと思います。

「評価結果」
改善見直し8人

○横道委員長：
評価結果から、改善見直しとします。

○横道委員長：
理由としては、民間バスとの運賃格差や競合しているルート、運行本数やはなバス事業に係る経費の効率化といった視点で多面的な検討が必要であるとします。

○委員：
異議なし。

議題5 その他について

○横道委員長：
その他について事務局から説明をお願いします。

事務局：

(資料5に沿って説明)

行財政改革の方向性についての答申につきましては、第3次行財政改革の達成状況や取り組み状況、本委員会でこれまで数回に渡る審議でのご意見や考え方などを踏まえ、資料5の骨子案を作成いたしました。これを基に答申案を策定いただきたいと思いますので、今後、ご意見等をいただきたいと思います。

次回は、10月29日の開催を予定しています。

○横道委員長：
それでは、本日の会議は終了します。